

○山梨県警察訓令等公表要領の制定について

〔平成25年12月27日〕
通達（務文二）第121号

山梨県警察が保有する訓令等の公表については、山梨県警察訓令等公表要領の改正について（平成22年12月15日付け、通達（務）第99号。以下「旧要領」という。）により運用してきたところであるが、この度、山梨県警察の行政文書の管理に関する訓令（平成13年山梨県警察本部訓令第5号）の一部改正に伴い、山梨県警察訓令等公表要領を別添のとおり定め、平成26年1月1日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本要領の実施に伴い、旧要領は廃止する。

別添

山梨県警察訓令等公表要領

第1 目的

この要領は、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号。以下「条例」という。）の目的及び警察改革要綱（平成12年8月25日付け、警察庁甲官発第320号ほか）に盛り込まれた施策の一つである「警察行政の透明性の確保」の趣旨を踏まえ、山梨県警察が保有する訓令等を原則として公表することにより、県民の理解と協力の下に警察行政を円滑に運営することを目的とする。

第2 定義

この要領において「訓令等」とは、山梨県警察の行政文書の管理に関する訓令（平成13年山梨県警察本部訓令第5号）第17条第3項第1号に規定する訓令、同項第2号に規定する例規通達甲及び同項第3号に規定する例規通達乙のうち、内部管理に関するもの、専ら技術的、補足的事項を定めるものその他県民生活に影響を及ぼさないものを除いたものをいう。

第3 公表の範囲

- 1 訓令等は、条例第8条各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）に該当するものを除き、全文を公表するものとする。ただし、職員が行う事務手続に関する様式については、これを省略することができる。
- 2 訓令等のうち、不開示情報を含むものについては、その名称及び概要を公表するものとする。ただし、訓令等の名称に不開示情報が含まれる場合又は不開示情報を明らかにすることなく訓令等の概要を作成することができない場合は、この限りでない。

- 3 訓令等に該当しない行政文書のうち、県民の関心が高い事項を内容とするもの等この要領の目的に照らし公表することが必要と認められるものは、可能な限り公表するものとする。

第4 公表時期等

- 1 訓令等は、発出後速やかに公表するものとする。ただし、発出後速やかに公表することが適当でない事情がある場合は、当該事情がなくなった後速やかに公表するものとする。
- 2 公表期間は、当該訓令等が効力を有する期間とし、公表した訓令等を廃止し、又は改正したときは、速やかに必要な措置をとるものとする。
- 3 公表は、山梨県警察がインターネット上に開設しているホームページ（以下「県警ホームページ」という。）に掲載する方法によるものとする。

第5 公表等の手続

- 1 訓令等を主管する所属の長（以下「主管課長」という。）は、訓令等を公表しようとするときは、当該訓令等の不開示情報該当性等公表の是非について、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）と協議するものとする。
- 2 主管課長は、公表しようとする訓令等に他の所属が所掌する事務に係る情報が含まれている場合は、1に定める協議の前に、当該所属の長と協議するものとする。
- 3 主管課長は、公表しようとする訓令等が、県警察以外の機関が行う施策及び警察庁の訓令等と関連する場合には、必要に応じてそれらの機関と協議するものとする。
- 4 訓令等を県警ホームページに掲載し、又は削除しようとするときは、訓令等ホームページ掲載等依頼書（第1号様式）に必要事項を記載し、警務課長に依頼するものとする。

なお、県警ホームページへの掲載に当たっては、第1号様式によるほか、山梨県警察内報運用要領の制定について（平成25年12月27日付け、通達（務文二）第122号）に定めるY Pボード登載等依頼書によることができるものとする。

第6 訓令等の公表の管理

- 1 警務課長は、公表訓令等一覧表（第2号様式）を作成し、訓令等の公表状況を記録しておくものとする。
- 2 警務課長は、訓令等の公表が適切に行われるよう主管課長と調整するなど、訓令等の公表について管理するものとする。

様式 省略